

商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に反対する会長声明

商品先物取引法第 214 条第 9 号は、いわゆる不招請勧誘の禁止として、商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘する行為を禁止している。商品先物取引に知識の無い一般消費者である顧客に対して、突然の訪問及び架電により不意打ち的にハイリスクな先物取引に引きずり込み、顧客に対して深刻な被害を与える事案が多数発生していたため、顧客保護のために平成 23 年 1 月に導入された規制である。

現在、経済産業省及び農林水産省は、不招請勧誘の禁止を緩和する「商品先物取引法施行規則」改正案を公表し、改正へ向けて準備中である。改正案においては、同法 214 条第 9 号の例外を定める同法施行規則 102 条の 2 を改正し、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘以外に、熟慮期間等を設定した契約の勧誘（顧客が 70 歳未満であること、基本契約から 7 日間を経過し、かつ、取引金額が証拠金の額を上回るおそれのあること等についての顧客の理解度を確認した場合に限る。）を、不招請勧誘禁止の適用除外規定に盛り込むものである。

年齢制限及び 7 日間の熟慮期間、理解度の確認という要件は、委託者保護を図るには十分なものとはいえず、本規則案は、透明かつ公正な市場を育成し、委託者保護を図るべき監督官庁の立場と相容れないものである上、「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く」（商品先物取引法第 214 条第 9 号括弧書き）とする法律の委任の範囲を超え、施行規則によって法律の規定を骨抜きにするものと言わざるを得ない。

商品先物取引法施行規則の改正案は、不招請勧誘を実質的に解禁するに等しいものであり、消費者保護の観点から看過することは出来ない。当会は、上記商品先物取引法施行規則の改正による不招請勧誘禁止の大幅緩和に、強く反対する。

平成 26 年 10 月 24 日

愛媛弁護士会

会長 田 口 光 伸